

令和 8 年度

人事行政の運営等の状況の公表

令和8年度人事行政の運営等の状況の公表 目次

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況	1
(2) 職員の昇任及び降任の状況	1
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由	2
(4) 年齢別職員構成の状況	3
(5) 職員定数の適切な管理	3

2 職員の人事評価の状況

4

3-1 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況	7
(2) 職員給与費の状況	7
(3) ラスパイレス指数の状況	7
(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 ...	8
(5) 職員の初任給の状況	8
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	8
(7) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況	9
(8) 昇給への人事評価の反映状況	9
(9) 職員手当の状況	10
(10) 特別職の報酬等の状況	14

令和8年度人事行政の運営等の状況の公表 目次

3-2 公営企業職員の給与の状況

(1) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況	15
イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況	15
ウ 職員の手当の状況	15

(2) 水道用水道事業

ア 職員給与費の状況	18
イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況	18
ウ 職員の手当の状況	18

(3) 地域整備事業

ア 職員給与費の状況	21
イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況	21
ウ 職員の手当の状況	21

(4) 流域下水道事業

ア 職員給与費の状況	24
イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況	24
ウ 職員の手当の状況	24

令和8年度人事行政の運営等の状況の公表 目次

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況	27
(2) 年次有給休暇の使用状況	27
(3) 病気休暇の取得状況	27
(4) 特別休暇の状況	27
(5) 介護休暇の取得状況	29
(6) 介護時間の取得状況	29

5 職員の休業に関する状況

(1) 修学部分休業の状況	30
(2) 自己啓発等休業の状況	30
(3) 配偶者同行休業の状況	30
(4) 育児休業等の状況	31
(5) 大学院修学休業の状況	32

6 職員の分限及び懲戒処分者の状況

(1) 分限処分者数	33
(2) 処分事由別分限処分者数	33
(3) 懲戒処分者数	33
(4) 処分事由別懲戒処分者数	33

令和8年度人事行政の運営等の状況の公表 目次

7 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務	34
(2) 職員倫理規程	34
(3) サービス規律の遵守に関する取組	34
(4) 職務に専念する義務の免除	35
(5) 営利企業等の従事制限	35

8 職員の退職管理の状況

	36
--	----

9 職員の研修の状況

(1) 研修計画	37
(2) 職員研修の実施状況	37

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度	39
(2) 共済制度	40
(3) 安全衛生管理の状況	41
(4) 公務災害の認定件数	41

令和8年度人事行政の運営等の状況の公表 目次

第2 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の実施状況	42
(2) 採用選考の実施状況	47
(3) 昇任試験の実施状況	48
(4) 昇任選考の実施状況	48

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況 48

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 令和7年度中に処理したもの	50
(2) 係属中のもの	50

4 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 令和7年度中に処理したもの	50
(2) 係属中のもの	50

人事行政の運営等の状況の公表

第 1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況 (令和7年度)

(単位：人)

職種	区分	採用	離職								
			退職					免職			合計
			定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職	
一般行政職		782	0	8	315	3	204	0	1	0	531
研究職		21	0	0	7	0	6	0	0	0	13
医療職		89	0	0	34	0	23	0	0	0	57
技能労務職		18	3	0	4	1	10	0	0	0	18
教育職		3,926	0	0	1,053	19	1,585	1	15	0	2,673
警察職		472	0	50	258	6	15	0	1	0	330
企業職		31	0	0	11	0	4	0	1	0	16
合 計		5,339	3	58	1,682	29	1,847	1	18	0	3,638
(構成比)			(0.1%)	(1.6%)	(46.2%)	(0.8%)	(50.8%)	(0.0%)	(0.5%)	(0.0%)	(100.0%)

(注) 1 上記の数は、暫定再任用職員を含みます。

2 職種の区分については、次のとおりです(以下(2)及び8職員の退職管理の状況に同じ)。

一般行政職・・・他のいずれにも該当しない職員

研究職・・・研究職給料表適用者

医療職・・・医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の各適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

教育職・・・教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の各適用者並びに指導主事及び社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員

警察職・・・公安職給料表適用者

企業職・・・企業職給料表(一)、企業職給料表(二)、下水道企業職給料表の各適用者

3 数字の単位未満は、四捨五入しました。このため、内訳の計が100%にならない場合があります(以下(2)に同じ)。

(2) 職員の昇任及び降任の状況 (令和7年度)

<知事等>

(単位：人)

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	229	147	98	68	50	28	11	54
研究職	14	8	10	4	2	0	0	2
医療職	20	17	4	9	2	0	0	5
技能労務職	1	0	0	0	0	0	0	0
教育職	1	2	1	1	0	0	0	0
企業職	14	16	8	10	4	3	3	4
合 計	279	190	121	92	58	31	14	65
(構成比)	(35.5%)	(24.2%)	(15.4%)	(11.7%)	(7.4%)	(3.9%)	(1.8%)	

(注) 1 知事等とは、任命権者が、知事、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、人事委員会、公営企業管理者及び下水道事業管理者であるものを言います(以下同じ)。

<教育委員会>

(単位：人)

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	86	58	42	6	14	7	2	1
医療職	1	4	0	0	0	0	0	0
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	87	62	42	6	14	7	2	1
(構成比)	(39.5%)	(28.2%)	(19.1%)	(2.7%)	(6.4%)	(3.2%)	(0.9%)	

(単位：人)

区分	昇任				降任
	主幹教諭	教頭	副校長	校長	
教育職	186	188	10	152	15
合 計 (構成比)	186 (34.7%)	188 (35.1%)	10 (1.9%)	152 (28.3%)	15

<警察本部長>

(単位：人)

区分	昇任					降任
	巡査部長 主任	警部補 係長	警部 課長補佐	警視 調査官級	所属長級	
警察官	303	211	51	34	19	4
一般職員	33	22	11	6	4	0
研究職	1	1	0	0	1	0
合 計 (構成比)	337 (48.4%)	234 (33.6%)	62 (8.9%)	40 (5.7%)	24 (3.4%)	4

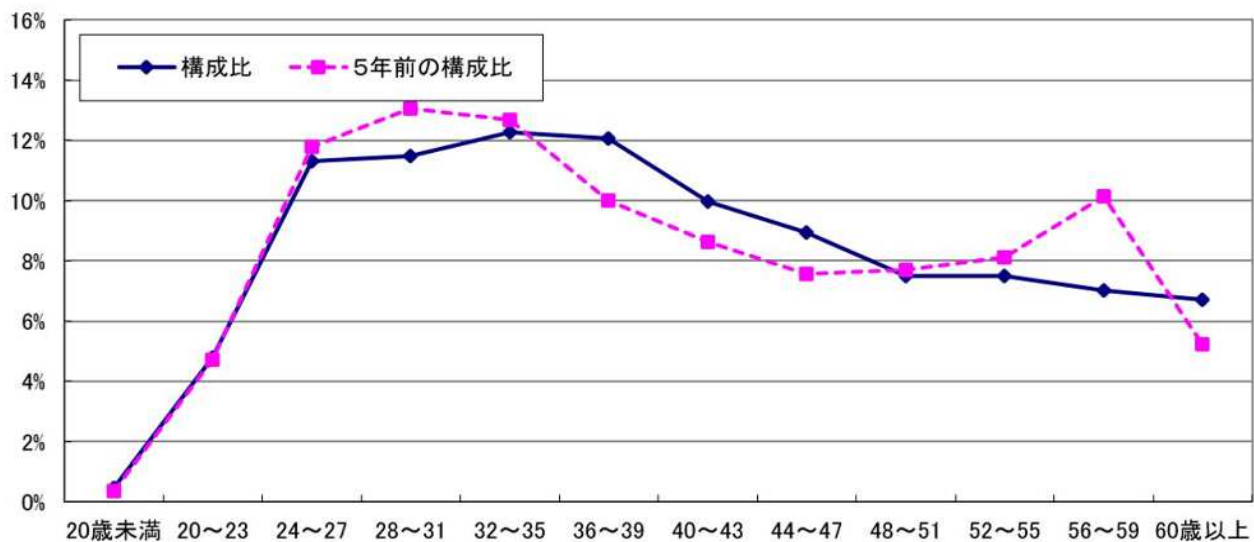
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門			区分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
				令和7年	令和8年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	70	69	▲1	執行体制の見直し	
		総 務	1,240	1,267	+27	埼玉県生活科学センターのリニューアルへの対応	
		税 務	570	577	+7	執行体制の強化	
		民 生	1,189	1,246	+57	児童虐待防止対策の強化	
		衛 生	1,503	1,512	+9	野生鳥獣の適正な保護・管理の推進	
		商 工	329	335	+6	D X ツール等の導入により生産性向上に取り組む企業への支援	
		労 働	203	208	+5	カスタマーハラスメント防止対策の推進	
		農林水産	898	899	+1	A I の活用による県産いちごの品質向上につながる汎用化技術の確立への対応	
		土 木	1,261	1,259	▲2	執行体制の見直し	
		小 計	7,263	7,372	+109		
	教育部門		41,789	42,087	+298	国の定数改善等に伴う増員	
	警察部門		12,982	13,202	+220	地方警察官の増員	
	小 計		62,034	62,661	+627		
公営企業部門	病 院	198	209	+11	リハビリ提供体制の充実		
	水 道	352	348	▲4	執行体制の見直し		
	下水道	139	155	+16	下水道管の復旧工事及び再発防止対策等を推進するための体制強化		
	その他	102	102	±0			
	小 計	791	814	+23			
合計			62,825	63,475	+650		

(注) この表は、総務省定員管理調査の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に表にしたもので、職員数は定数条例上の定数とは異なります。

(4) 年齢別職員構成の状況（令和8年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 289	人 3,031	人 7,182	人 7,280	人 7,794	人 7,662	人 6,319	人 5,685	人 4,758	人 4,768	人 4,447	人 4,260	人 63,475

(5) 職員定数の適切な管理

業務のスクラップ・アンド・ビルドや事業手法の見直しを絶えず行うとともに、災害対応など県民の生命・財産に重大な影響を及ぼす事案に迅速的確に対応するため、組織体制及び職員定数等を見直しています。

なお、企業局、下水道局、教育委員会（事務局職員及び県立学校事務職員等県の裁量により削減が可能な職員に限る。）においても、職員定数を適切に管理することとしています。

2 職員の人事評価の状況

＜知事及び教育委員会（事務局職員）＞

評価制度の概要	<ul style="list-style-type: none">・実績評価：仕事の実績（業績と過程）を評価<ul style="list-style-type: none">①業績評価：仕事の成果と手順を測定（目標管理を活用）②職務遂行過程評価：職務遂行における過程の適正さを測定・能力評価：職務遂行を通じて発揮された能力と執務姿勢を評価			
対象職員	一般職の職員			
評価期間等	<ul style="list-style-type: none">・実績評価 評価基準日：2月1日 評価対象期間：4月1日～3月31日・能力評価 評価基準日：11月1日 評価対象期間：前年11月2日～11月1日（基準日以前1年間）			
評価の基準	<ul style="list-style-type: none">・実績評価（最終評価）			
	評語	内容	分布制限	
	S	実績が特に良好である （Sは実績が極めて良好な場合）	対象者数の10%以内	
	A		対象者数の30%からSの数を除いた数以内	
	B	実績が良好である	分布制限なし	
	C			実績がやや良好でない
	D			
	<ul style="list-style-type: none">・能力評価（最終評価）			
	評語	内容	分布制限	
	S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内	
	A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	
	B	職位における期待水準である	分布制限なし	
	C	職位における期待水準を下まわる		
	D	職位における期待水準を大きく下まわる		
	評価結果等の活用	評価結果を、人事配置及び給与へ反映させるとともに、能力開発に活用している。		
その他	評価者研修を実施（実施主体：彩の国さいたま人づくり広域連合）			

<教育委員会（県立学校）>

評価制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標による管理の手法 ・ 実績（目標の達成状況）及び行動プロセス（能力、意欲等）を総合的に評価、教職員は併せてチームワーク行動を評価 ・ 複数の評価者による評価 ・ 評価結果のフィードバック ・ 評価結果の活用（人材育成、人事管理、給与への反映等） ・ 体系的な評価者研修の実施 ・ 苦情相談窓口の設置、苦情対応制度の整備 																		
対象職員	・ 全ての職員（埼玉県教育委員会教育長の定める者を除く。）																		
評価期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日：２月１日 ・ 評価期間：基準日の属する年度の４月１日から翌年の３月３１日まで 																		
評価の基準	<p>実績及び行動プロセスの総合評価基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている</td></tr> <tr> <td>B</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである</td></tr> <tr> <td>C</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である</td></tr> <tr> <td>D</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td></tr> </tbody> </table> <p>チームワーク行動の評価者評価の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。</td></tr> <tr> <td>B</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある</td></tr> <tr> <td>C</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td></tr> </tbody> </table>	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である	D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である																		
D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
評価結果等の活用	<p>教職員の公正な人事管理に資するとともに、評価結果のフィードバックを通じて資質・能力向上を図る。</p> <p>評価結果を基礎資料として、次年度の昇給及び勤勉手当へ反映させる。</p>																		
その他	評価者研修テキスト（管理職向け）、教職員評価システムの手引き（教職員向け）を整備																		

<警察本部長>

評価制度の概要	<p>人事評価は、実績評価及び能力評価の区分により実施している。</p> <p>1 実績評価 目標設定方式による評価、及び所掌する業務に対する成果やその過程における職務遂行に係る行為を定められた評価項目により評価する。</p> <p>2 能力評価 標準職務遂行能力に基づき、職務遂行に係る行為に現れた職員の保有する知識、判断等の能力を評価する。</p>
対象職員	採用時教養終了後2月未満及び条件付採用期間中等の職員を除く警察官及び一般職員
評価期間等	<p>実績評定及び能力評定</p> <p>(1) 評定日 : 12月1日</p> <p>(2) 評定期間 : 12月1日～翌11月30日</p>
評価の基準	<p>1 絶対評価（5段階評価） A：優秀 B：良好 C：普通 D：やや劣る～劣る E：大きく劣る</p> <p>2 相対評価（6段階評価） A：区分全体の10%以内 B：区分全体の25%以内 C+及びC：分布基準なし D及びE：区分全体の3%以上</p>
評価結果等の活用	評価結果を人事管理に活用するとともに、評価の過程における指導育成や結果のフィードバックにより、活力ある組織を指向し職員の処遇の適正化を図った。
その他	人事評価の公平性を認識させるため、教養資料（制度概要資料及び教養動画）を全職員が参照できるようにしている。

3-1 職員の給与の状況（公営企業職員を除く。）

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和8年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和6年度の人件費
令和7年度	人 7,368,547	千円 2,214,042,489	千円 43,127,961	千円 592,588,321	% 26.8	% 27.5

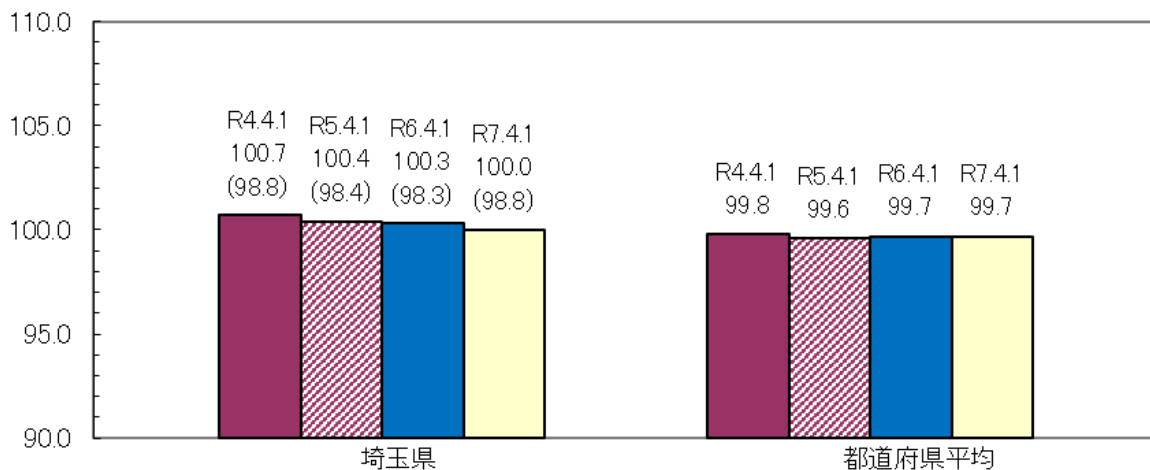
(注) 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A 給 料
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	人 62,034	千円 275,638,059	千円 69,196,667	千円 120,048,187	千円 464,882,913	千円 7,494

- (注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 職員手当には退職手当を含みません。
3 職員数は、令和7年4月1日現在の人数です。
4 給与費については、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

（3）ラスパイレ指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレ指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレ指数を指します。地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレ指数です。（補正前のラスパイレ指数×（1+当該団体の地域手当支給割合）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和8年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.5 歳	339,158 円	442,146 円
技能労務職	54.3 歳	318,793 円	373,725 円
高等学校等教育職	42.2 歳	390,858 円	461,606 円
小中学校教育職	39.6 歳	382,651 円	449,632 円
警察職	38.7 歳	367,822 円	545,056 円

(注) 1 職種の区分については、総務省地方公務員給与実態調査の職種区分表によります。（以下同じ）

一般行政職・・・行政職給料表適用者（ただし、国の税務職俸給表及び福祉職俸給表に該当する職員、指導主事、社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員を除く）及び事務職給料表適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

高等学校等教育職・・・教育職給料表(1)適用者並びに高等看護学院及び農業大学の教員

小中学校教育職・・・教育職給料表(2)適用者

警察職・・・公安職給料表適用者

2 「平均給料月額」とは、令和8年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(5) 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	242,019 円	250,371 円
	高校卒	210,544 円	223,480 円
技能労務職	高校卒	215,433 円	227,351 円
	中学卒	201,886 円	215,433 円
高等学校教育職	大学卒	270,336 円	280,115 円
	高校卒	226,231 円	244,260 円
小中学校教育職	大学卒	270,336 円	280,115 円
警察職	大学卒	280,216 円	289,893 円
	高校卒	257,094 円	264,428 円

(注) 高等学校教育職・・・高等学校等教育職から特殊教育諸学校、高等看護学院及び農業大学の教員を除いたもの

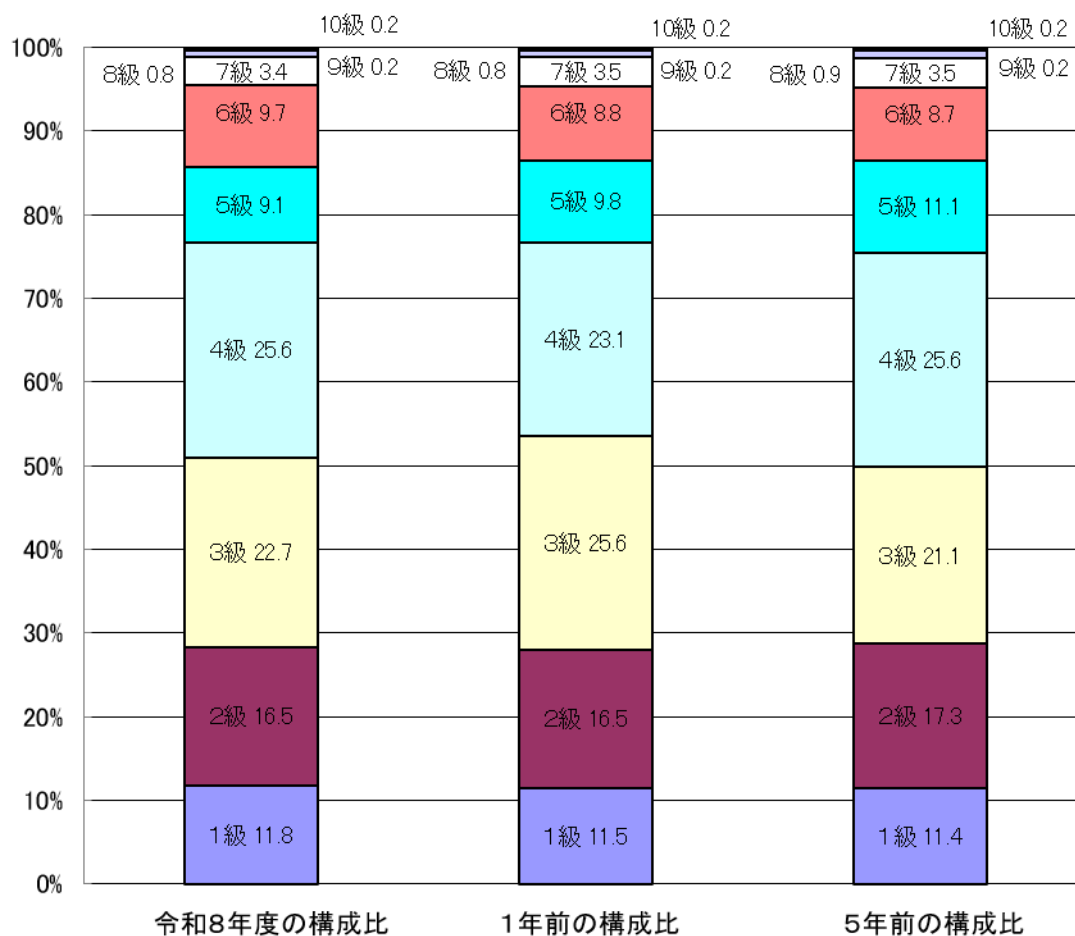
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和8年4月1日現在）

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	320,981 円	390,281 円
	高校卒	284,334 円	338,331 円
技能労務職	高校卒	—	—
	中学卒	—	—
高等学校教育職	大学卒	380,159 円	440,095 円
	高校卒	310,894 円	346,698 円
小中学校教育職	大学卒	379,942 円	436,418 円
警察職	大学卒	341,498 円	418,479 円
	高校卒	317,198 円	390,295 円

(7) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和8年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主査主任	主査	主幹	副課長主幹	課長	副部長	部局長	本庁部長	
職員数	人 1,112	人 1,552	人 2,144	人 2,421	人 857	人 912	人 316	人 75	人 19	人 17	人 9,425
構成比	% 11.8	% 16.5	% 22.7	% 25.6	% 9.1	% 9.7	% 3.4	% 0.8	% 0.2	% 0.2	% 100.0

- (注) 1 埼玉県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 昇給への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。
副部長級以上の職員については、人事評価結果を基に、昇給の号給数（2～0号給）を決定。
課所長級の職員については、人事評価結果を基に、昇給の号給数（8～0号給）を決定。
副課長級以下の職員については、能力評価結果に基づき、昇給の号給数（5以上～0号給）を決定。

(9) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埼 玉 県	国
1人当たりの平均支給額（令和7年度決算） 1,894千円	—
（令和7年度支給割合） <div> <div> <div>期末手当</div> <div>2.525月分</div> <div>(1.425月分)</div> </div> <div> <div>勤勉手当</div> <div>2.125月分</div> <div>1.025月分</div> </div> </div>	（令和7年度支給割合） <div> <div> <div>期末手当</div> <div>2.525月分</div> <div>(1.425月分)</div> </div> <div> <div>勤勉手当</div> <div>2.125月分</div> <div>1.025月分</div> </div> </div>
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。実績評価結果に基づき、5段階の支給割合を決定。なお、暫定再任用職員については4段階の支給割合を決定。

イ 退職手当（令和8年4月1日現在）

埼 玉 県	国
（支給率） 自己都合 勤勉・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算) 1人当たりの平均支給額 (自己都合) (勤勉・定年) (令和7年度決算) 4,986千円 22,980千円	（支給率） 自己都合 勤勉・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額です。

3 「勤勉・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和8年4月1日現在）

支 給 実 績（令和7年度決算）		24,306,998千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）		392千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
埼玉県内	8.5%	8,860人
東京都特別区等	11.5%	19人

エ 特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）	3,236,979千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	134千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度決算）	38.9%
手当の種類（手当数）	27手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の賦課徴収業務	月額 17,000 円 日額 650 円
福祉保健業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額 9,700 円～20,000 円 日額 320 円
介助及び汚物処理 作業手当	病院等に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の 作業	月額 8,000 円 日額 320 円
動物取扱手当	保健所等に勤務する職員	野犬捕獲等の業務	日額 370 円～400 円 月額 12,500 円
土木作業手当	県土整備事務所等に勤務する 職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額 340 円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	特に危険な消防訓練の指導業務	日額 370 円
公害調査等業務手当	環境管理事務所等に勤務する 職員	有毒物を発散する場所での調査等	日額 370 円
し尿処理施設等 検査手当	環境管理事務所等に勤務する 職員	し尿処理施設又は浄化槽の 立入検査等	日額 320 円
保安検査等業務手当	化学保安課等に勤務する職員	危険物貯蔵所の立入検査の業務	日額 370 円
試験等業務手当	試験研究機関等に勤務する 職員	人体に有害なガスの発生を伴う 業務	日額 300 円
放射線取扱手当	放射線を取り扱う職員	放射線照射装置を使用しての撮影 又は透視作業	日額 320 円
防疫業務手当	保健所等に勤務する職員	感染症の患者の救護等	日額 320 円～4,000 円
用地交渉等手当	県土整備事務所等に勤務する 職員	用地取得等の交渉業務	日額 650 円
災害応急作業等手当	県土整備事務所等に勤務する 職員	重大な災害が発生した道路等での 応急作業等	日額 610 円～730 円
特殊現場作業手当	農林振興センター等 に勤務する職員	高所や水中等特殊な場所での 工事作業等	日額 320 円～370 円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1 体 800 円～2,500 円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務 1 回 2,150 円～ 7,300 円
変則勤務手当	変則勤務課所に勤務する職員	深夜の業務等	勤務 1 回 410 円～ 1,600 円
航空業務手当	防災航空隊に勤務する職員	搜索救難の業務	1 時間 1,900 円

警察業務手当	警察職員	犯罪捜査又は被疑者逮捕等の業務	日額 460 円等
東日本大震災対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災に対処するための原発敷地内等での業務	日額 660 円～13,300 円
原子力災害対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災以外の原子力災害に対処するための原発敷地内等での業務	日額 40,000 円を超えない範囲内の額
兼務手当	県立高等学校の教育職員	正規の勤務時間外に行う兼務課程の勤務	1 時間 1,200 円～1,800 円
実習等指導手当	県立学校等に勤務する職員	農業実習の教育指導及び理療・看護の教育指導	月額 20,000 円 日額 180 円～400 円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行での児童等の引率等	日額 900 円～16,000 円
教育業務連絡指導手当	教育職員	教務等についての連絡調整及び指導助言	日額 200 円
夜間学級担当手当	本務として夜間学級に勤務する職員	夜間学級の担当等	月額 21,000 円 日額 730 円

(注) 令和 7 年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和 7 年度決算）	17,002,947 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度決算）	764 千円
支給実績（令和 6 年度決算）	13,090,228 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	591 千円

(注) 1 令和 7 年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 夜間勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当（令和 8 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和 7 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (令和 7 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 子 13,000 円、子以外の扶養親族 6,500 円等	同		千円 5,440,727	千円 259
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高 28,000 円	同		千円 4,709,243	千円 332
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師、歯科医師又は獣医師の職員に支給 → (医師・歯科医師) 310,800 円(又は 52,100 円)以内 → (獣医師) 35,000 円以内	異	獣医師に対する支給	千円 90,386 (獣医師：令和 8 年 4 月 1 日新設)	千円 2,658 (獣医師：令和 8 年 4 月 1 日新設)
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 (原則として 6 カ月定期券価額)	同		千円 6,670,283	千円 121
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	異	支給額等		
	③交通用具（自動車等）利用者で駐車場等利用者 → 駐車場代を月額 5,000 円を上限に支給	同		(令和 8 年 4 月 1 日新設)	(令和 8 年 4 月 1 日新設)

単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円＋加算額	同		千円 19,684	千円 402
在宅勤務等手当	住居等で正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給 → 月額3,000円 日額 140円（上限3,000円／月）	異	日額でも支給	千円 3,011	千円 1
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4%～8%	同		千円 1,359	千円 194
へき地手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する学校職員に支給 → 支給率4～16%	同		千円 —	千円 —
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 1,624,151	千円 434
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,120円～33,750円	同		千円 175,595	千円 140
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円～18,000円	同		千円 87,166	千円 541
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～139,600円	同		千円 3,121,745	千円 813
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給 → 月額1,300円～8,600円	—	—	千円 2,295,893	千円 63
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程に勤務する教育職員に支給 → 各級ごとに定額（月額） 夜間勤務1回につき730円（日額）	—	—	千円 172,415	千円 299
産業教育手当	農業又は工業に関する実習を行う高等学校の教育職員に支給 → 各級ごとに定額（月額）	—	—	千円 214,803	千円 353
農林業普及指導手当	農業又は林業に関する普及指導業務を行う職員（管理職を除く。）に支給 → 支給率6%	—	—	千円 23,282	千円 248

（注） 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(10) 特別職の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,420,000円		
	副知事	1,134,000円		
報 酬	議 長	1,144,000円		
	副議長	1,016,000円		
	議 員	927,000円		
期 末 手 当	知 事 副知事	(令和7年度支給割合) 3.50月分		
	議 長 副議長 議 員	(令和7年度支給割合) 3.50月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事 副知事	1,420,000円×12×在職年数×0.60 1,134,000円×12×在職年数×0.46	40,896,000円 25,038,720円	任期ごと 任期ごと

- (注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。
2 令和6年12月1日から当分の間、知事の期末手当の支給割合を据え置いています（年間3.40月）。

3-2 公営企業職員の給与の状況

(1) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和6年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和7年度	千円 1,856,837	千円 418,515	千円 189,749	% 10.2	% 10.5

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費26,065千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	人 25	千円 99,334	千円 31,211	千円 45,475	千円 176,020	千円 7,041

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和8年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和8年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
38.9歳	383,060円	610,943円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（令和7年度決算） 1,767千円	
(令和7年度支給割合)	
期末手当 2.525月分 (1.425月分)	勤勉手当 2.125月分 1.025月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%	
・管理職加算 15~25%	

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和8年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和7年度決算)	(自己都合) 3,644千円	(勸奨・定年) 0千円

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額です。

3 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(ウ) 地域手当 (令和8年4月1日現在)

支給実績 (令和7年度決算)		8,555千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和7年度決算)		342千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
埼玉県内	8.5%	25人

(注) 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和8年4月1日現在)

支給実績 (令和7年度決算)		2,478千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和7年度決算)		165千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和7年度決算)		60.0%	
手当の種類 (手当数)		4手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円
災害応急作業等手当	右の業務に従事する職員	重大な災害の発生又は発生するおそれがある水道施設等において行う巡回監視又は応急作業等	巡回監視従事610円 応急作業等従事730円

(注) 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和7年度決算)	9,398千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和7年度決算)	409千円
支給実績 (令和6年度決算)	12,033千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	524千円

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和8年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和7年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 子13,000円、子以外の扶養親族6,500円等	同		千円 2,738	千円 304
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 2,791	千円 279
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師、歯科医師又は獣医師の職員に支給 → (医師・歯科医師) 310,800円(又は52,100円)以内 → (獣医師) 35,000円以内	同		千円 0 (獣医師：令和8年4月1日新設)	千円 0 (獣医師：令和8年4月1日新設)
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 3,060	千円 146
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	同			

	③交通用具（自動車等）利用者と駐車場等利用者 → 駐車場代を月額5,000円を上限に支給	同		(令和8年4月1日新設)	(令和8年4月1日新設)
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円＋加算額	同		千円 0	千円 0
在宅勤務等 手当	住居等で正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給 → 月額3,000円 日額 140円（上限3,000円／月）	同		千円 5	千円 0.6
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4～8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 1,268	千円 55
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,120円～33,750円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき2,000円～18,000円	同		千円 0	千円 0
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 (オ)に含む	千円 (オ)に含む
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 1,812	千円 906

(注) 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 水道用水道事業

ア 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和6年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和7年度	千円 42,876,859	千円 ▲90,153	千円 2,513,749	% 5.9	% 5.9

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費856,894千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	人 350	千円 1,504,200	千円 499,759	千円 661,572	千円 2,665,531	千円 7,616

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和8年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員(暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和8年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
41.4歳	384,197円	617,265円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額(令和7年度決算)	
1,805千円	
(令和7年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.525月分	2.125月分
(1.425月分)	(1.025月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ()内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(令和8年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(令和7年度決算)	3,644千円	0千円

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額です。

3 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(ウ) 地域手当 (令和8年4月1日現在)

支給実績 (令和7年度決算)		129,446千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和7年度決算)		364千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
埼玉県内	8.5%	356人
東京都特別区等	11.5%	0人

(注) 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和8年4月1日現在)

支給実績 (令和7年度決算)		41,835千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和7年度決算)		166千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和7年度決算)		70.8%	
手当の種類 (手当数)		4手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円
災害応急作業等手当	右の業務に従事する職員	重大な災害の発生又は発生するおそれがある水道施設等において行う巡回監視又は応急作業等	巡回監視従事610円 応急作業等従事730円

(注) 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和7年度決算)	177,690千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和7年度決算)	548千円
支給実績 (令和6年度決算)	166,855千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	522千円

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和8年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和7年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 子13,000円、子以外の扶養親族6,500円等	同		千円 35,338	千円 260
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 31,942	千円 313
初任給調整手 当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師、歯科医師又は獣医師の職員に支給 → (医師・歯科医師) 310,800円(又は52,100円)以内 → (獣医師) 35,000円以内	同		千円 0 (獣医師：令和8年4月1日新設)	千円 0 (獣医師：令和8年4月1日新設)
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 49,790	千円 159

	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	同			
	③交通用具（自動車等）利用者で駐車場等利用者 → 駐車場代を月額5,000円を上限に支給	同		(令和8年4月1日新設)	(令和8年4月1日新設)
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円＋加算額	同		千円 0	千円 0
在宅勤務等手当	住居等で正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給 → 月額3,000円 日額 140円（上限3,000円／月）	同		千円 50	千円 0.8
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4～8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 27,564	千円 85
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,120円～33,750円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき2,000円～18,000円	同		千円 33	千円 17
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 (オ)に含む	千円 (オ)に含む
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 31,939	千円 998

(注) 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(3) 地域整備事業

ア 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和6年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和7年度	千円 20,374,150	千円 6,361,243	千円 206,431	% 1.0	% 7.3

- (注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費210,167千円を含みません。
3 造成した産業団地の売却実績で、「総費用」が変動するため、年度により「総費用に占める職員給与費比率」が大きく異なることがあります。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	人 44	千円 187,987	千円 70,517	千円 87,134	千円 345,638	千円 7,855

- (注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 職員手当には退職手当を含みません。
3 職員数は、令和8年3月31日現在の人数です。
4 給与費については、任期付短時間勤務職員(暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和8年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
42.6歳	397,866円	652,059円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額(令和7年度決算)	
1,940千円	
(令和7年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.525月分	2.125月分
(1.425月分)	(1.025月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

- (注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 ()内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(令和8年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(令和7年度決算)	0千円	0千円

- (注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額です。
3 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(ウ) 地域手当 (令和8年4月1日現在)

支給実績 (令和7年度決算)		16,994千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和7年度決算)		386千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
埼玉県内	8.5%	44人

(注) 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和8年4月1日現在)

支給実績（令和7年度決算）			997千円
支給職員 1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）			59千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度決算）			38.6%
手当の種類（手当数）			2手当
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	地域整備事務所に勤務する職員	団地造成又は地域振興施設整備に 関する現場業務等	月額7,800円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円

(注) 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和7年度決算)	30,441千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和7年度決算)	823千円
支給実績 (令和6年度決算)	17,417千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	425千円

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和8年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和7年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 子13,000円、子以外の扶養親族6,500円等	同		千円 6,017	千円 278
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 3,551	千円 323
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師、歯科医師又は獣医師の職員に支給 → (医師・歯科医師) 310,800円 (又は52,100円) 以内 → (獣医師) 35,000円以内	同		千円 0 (獣医師：令和8年4月1日新設)	千円 0 (獣医師：令和8年4月1日新設)
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 4,496	千円 132
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
	③交通用具 (自動車等) 利用者で駐車場等利用者 → 駐車場代を月額5,000円を上限に支給	同		(令和8年4月1日新設)	(令和8年4月1日新設)
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0

在宅勤務等 手当	住居等で正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給 → 月額3,000円 日額 140円（上限3,000円／月）	同		千円 4	千円 0.5
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4～8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 68	千円 2
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,120円～33,750円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき2,000円～18,000円	同		千円 48	千円 48
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 （オ）に含む	千円 （オ）に含む
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 7,811	千円 1,116

（注） 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(4) 流域下水道事業

ア 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和6年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和7年度	千円 52,324,637	千円 ▲3,216,959	千円 852,125	% 1.6	% 1.5

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費659,051千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	人 149	千円 621,397	千円 237,310	千円 275,392	千円 1,134,100	千円 7,611

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和8年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員(暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和8年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
43.8歳	359,987円	643,335円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額(令和7年度決算)	
1,932千円	
(令和7年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.525月分	2.125月分
(1.425月分)	(1.025月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%	
・管理職加算 15~25%	

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ()内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(令和8年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(令和7年度決算)	0千円	0千円

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額です。

3 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(ウ) 地域手当（令和 8 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 7 年度決算）		56,298千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度決算）		378千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
埼玉県内	8.5%	152人
東京都特別区等	11.5%	0人

（注） 令和 7 年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（令和 8 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 7 年度決算）		617千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度決算）		8千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 7 年度決算）		53.7%	
手当の種類（手当数）		6手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
土木作業手当	下水道事務所に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額340円
下水道施設検査手当	下水道事務所に勤務する職員	下水道の管渠及びマンホール内で行う調査等	日額320円
用地交渉等手当	下水道事務所に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額650円
特殊現場作業手当	下水道事務所に勤務する職員	高所等特殊な場所での工事作業等	日額370円
災害応急作業等手当	下水道事務所に勤務する職員	重大な災害が発生した下水道施設での応急作業等	日額610円～730円
公害調査等業務手当	下水道事務所に勤務する職員	ガス、粉じん等の有毒物、高熱、騒音等を発散する場所において行う調査の業務	日額370円

（注） 令和 7 年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（令和 7 年度決算）	111,448千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度決算）	1,031千円
支給実績（令和 6 年度決算）	77,198千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	813千円

（注） 1 令和 7 年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ 4 月 1 日現在の職員総数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和8年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和7年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 子13,000円、子以外の扶養親族6,500円等	同		千円 17,231	千円 261
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 13,448	千円 345
初任給調整手 当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師、歯科医師又は獣医師の職員に支給 → (医師・歯科医師) 310,800円(又は52,100円)以内 → (獣医師) 35,000円以内	同		千円 0 (獣医師: 令和8年4月1日新設)	千円 0 (獣医師: 令和8年4月1日新設)
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 19,976	千円 174
	②交通用具(自動車等)利用者 → 距離に応じた額	同			
	③交通用具(自動車等)利用者が駐車場等利用者 → 駐車場代を月額5,000円を上限に支給	同		(令和8年4月1日新設)	(令和8年4月1日新設)
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
在宅勤務等手当	住居等で正規の勤務時間の全部を勤務 することを命ぜられた職員に支給 → 月額3,000円 日額 140円(上限3,000円/月)	同		千円 26	千円 2
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員 に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 2,340	千円 42
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき2,000円~18,000円	同		千円 1,176	千円 106
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 137	千円 7
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額57,800円~136,000円	同		千円 17,356	千円 1,021

(注) 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（市町村立学校教職員を除く。）

（１）勤務時間の状況（令和８年４月１日現在）

ア １週間の勤務時間

３８時間４５分

イ 勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前８時３０分	午後５時１５分	午後０時００分～午後１時００分

（注）勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

（２）年次有給休暇の使用状況（令和７年１月１日～令和７年１２月３１日）

令和７年の職員１人当たりの平均使用日数：１３．９日

（３）病気休暇の取得状況（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

（単位：人）

任命権者名	取得者数
知事等	449
教育委員会	2,450
警察本部長	367
計	3,266

（４）特別休暇の状況（令和８年４月１日現在）

種 類	付与日数
１ 出産休暇	出産予定日６週間前の日から産後８週間を経過するまでの期間
２ 通院休暇	妊娠満２３週まで ４週間に１回 満２４週から満３５週まで ２週間に１回 満３６週から出産まで １週間に１回 産後１年まで １回
３ 通勤休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて１日を通じて１時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
４ 妊娠障害休暇	１４日の範囲内において必要と認められる期間
５ 育児休暇	１日２回（１日を通じて９０分を超えない範囲内）
６ 子育て休暇	義務教育終了前の子を養育する職員が、子の看護等で勤務しないことが相当であると認められるとき（一の年において７日（義務教育終了前の子が２人以上の場合は１０日）の範囲内の期間）
７ 家族看護休暇	配偶者、父母等を看護するために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において３日の範囲内の期間）

8 短期介護休暇	要介護者の介護等のために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）																													
9 生理休暇	3日の範囲内においてその都度必要とする期間																													
10 忌引休暇	<table><tr><th>親族</th><th colspan="2">日数</th></tr><tr><td>配偶者</td><td colspan="2">10日</td></tr><tr><td></td><th>血族</th><th>姻族</th></tr><tr><td>1親等直系尊属</td><td>7日</td><td>3日</td></tr><tr><td>1親等直系卑属</td><td>7日</td><td>1日</td></tr><tr><td>2親等直系尊属</td><td>3日</td><td>1日</td></tr><tr><td>2親等直系卑属</td><td>1日</td><td>—</td></tr><tr><td>2親等傍系者</td><td>3日</td><td>1日</td></tr><tr><td>3親等傍系尊属</td><td>1日</td><td>—</td></tr></table>			親族	日数		配偶者	10日			血族	姻族	1親等直系尊属	7日	3日	1親等直系卑属	7日	1日	2親等直系尊属	3日	1日	2親等直系卑属	1日	—	2親等傍系者	3日	1日	3親等傍系尊属	1日	—
親族	日数																													
配偶者	10日																													
	血族	姻族																												
1親等直系尊属	7日	3日																												
1親等直系卑属	7日	1日																												
2親等直系尊属	3日	1日																												
2親等直系卑属	1日	—																												
2親等傍系者	3日	1日																												
3親等傍系尊属	1日	—																												
11 父母等の追悼のための休暇	1日																													
12 夏季休暇	5日																													
13 感染症予防法による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認められる期間																													
14 災害等又は交通途絶により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認められる期間																													
15 災害等における退勤時の危険回避の場合	その都度必要と認められる期間																													
16 災害による住居の被災の場合	7日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																													
17 結婚休暇	7日の範囲内の期間																													
18 出生サポート休暇	5日（体外受精及び顕微授精を受ける場合は、10日）の範囲内の期間																													
19 出産補助休暇	3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																													
20 男性職員の育児参加のための休暇	5日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																													
21 ドナー休暇	その都度必要と認められる期間																													
22 献血休暇	その都度必要と認められる時間																													
23 ボランティア休暇	1の年において5日（委員会と協議して定めるときは10日）の範囲内の期間																													

(5) 介護休暇の取得状況（令和7年度）（単位：人）

	介護休暇取得者数
男性職員	13
女性職員	33
計	46

(6) 介護時間の取得状況（令和7年度）（単位：人）

	介護時間取得者数
男性職員	6
女性職員	14
計	20

5 職員の休業に関する状況（令和7年度）（市町村立学校教職員を除く。）

（1）修学部分休業の状況

ア 取得状況等（令和7年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	教育施設						
		大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校	各種学校	その他
男性職員	1	1	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	1	0	0	0	0	0	0
計	2	2	0	0	0	0	0	0

イ 1週間の取得時間（平均）（同上）（単位：人）

	取得者数	1週間の取得時間（平均）			
		5時間以下	5時間超 10時間以下	10時間超 15時間以下	15時間超
男性職員	1	0	1	0	0
女性職員	1	0	0	0	1
計	2	0	1	0	1

（2）自己啓発等休業の状況

ア 取得状況等（令和7年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	取得事由						
		大学院	大学	外国の 大学院・大学	その他 教育施設	JICA等	姉妹 都市等	その他 奉仕活動
男性職員	4	0	0	1	0	3	0	0
女性職員	2	1	0	0	0	1	0	0
計	6	1	0	1	0	4	0	0

イ 承認期間（同上）（単位：人）

	承認期間			
	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	合計
男性職員	0	2	2	4
女性職員	0	2	0	2
計	0	4	2	6

（3）配偶者同行休業の状況

ア 取得者数等（令和7年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他 個人が業として 行う活動	外国の大学にお ける修学	その他
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	2	2	0	0	0
計	2	2	0	0	0

イ 承認期間（同上）（単位：人）

	承認期間			
	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	合計
男性職員	0	0	0	0
女性職員	0	1	1	2
計	0	1	1	2

(4) 育児休業等の状況

ア 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の取得者数

(単位：人)

		育児休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数	部分休業 取得者数 (R7.4～R7.9)	令和7年度中に新たに育児休業等が取得 可能となった職員数
男性職員	a	1,231	11	47	1,738
	b	1,177	11	47	
	c	0	0		
	d	54			
女性職員	a	1,203	146	566	1,182
	b	1,197	144	566	
	c	0	2		
	d	6			
計	a	2,434	157	613	2,920
	b	2,374	155	613	
	c	0	2		
	d	60			

(注) a段は、令和7年度中に育児休業等を取得した者の数の合計、b段は、令和7年度中に新たに育児休業等を取得した者の数、c段は、条例で定める特別な事情により再度の育児休業又は育児短時間勤務を取得した者の数、d段は、育児休業を取得後、再び育児休業を取得した者の数（c段に属するものを除く）です。

イ 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認状況（令和7年度中に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

(ア) 育児休業承認期間

(単位：人)

	育児休業承認期間						合計
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	
男性職員	970	185	13	7	0	2	1,177
女性職員	60	370	285	241	85	156	1,197
計	1,030	555	298	248	85	158	2,374

(イ) 育児短時間勤務の勤務形態別承認状況

(単位：人)

	勤務形態					合計
	第1号 (1日3時間55分)	第2号 (1日4時間55分)	第3号 (週3日)	第4号 (週2日半)	第5号 (その他)	
男性職員	2	5	4	0	0	11
女性職員	16	79	35	14	0	144
計	18	84	39	14	0	155

(ウ) 部分休業の申請状況 (R7.10～R8.3) (単位：人)

	勤務形態		
	第1号 部分休業	第2号 部分休業	合計
男性職員	35	1	36
女性職員	510	3	513
計	545	4	549

(5) 大学院修学休業の状況

ア 取得者数 (単位：人)

	取得者数
男性職員	0
	0
女性職員	0
	1
計	0
	1

(注) 上段は、令和7年度中に新たに大学院修学休業を取得した者の数、下段は、大学院修学休業の期間が令和6年度以前から令和7年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 許可期間 (令和7年度中に新たに大学院修学休業を取得した職員について)

(単位：人)

	修学期間			合計
	1年	2年	3年	
男性職員	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0
計	0	0	0	0

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

(単位：人)

降任		免職		休職		降給		合計		失職	
令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
0	0	0	0	1,004	870	0	0	1,004	870	0	0

(2) 処分事由別分限処分者数

(単位：人)

区 分	降任		免職		休職		降給		合計		失職	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
勤務成績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、 第2項第1号)	0	0	0	0	1,002	864	0	0	1,002	864	0	0
職に必要な適格性を欠く 場合 (法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職制等の改廃等により過 員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴され た場合 (法第28条第2項第2号)	0	0	0	0	2	6	0	0	2	6	0	0
条例に定める事由による 場合 (法第27条第2項)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	1,004	870	0	0	1,004	870	0	0
法第28条第4項により失 職した者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 懲戒処分者数

(単位：人)

戒告		減給		停職		免職		合計	
令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
16	8	13	20	10	13	17	20	56	61

(4) 処分事由別懲戒処分者数

(単位：人)

区分	戒告		減給		停職		免職		合計	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	7	1	5	5	2	4	7	6	21	16
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)	1	1	2	1	0	0	0	3	3	5
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	8	6	6	14	8	9	10	11	32	40
合計	16	8	13	20	10	13	17	20	56	61

7 職員のサービスの状況（市町村立学校教職員を除く。）

（1）職員の守るべき義務

サービスとは、職員が勤務に服するについての在り方をいいます。

サービスの根本基準については、地方公務員法第30条において、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことを規定しています。

職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法第31条から第38条までにおいて規定されていますが、サービスの根本基準を定めたこの第30条の規定は、これらの各規定を通じて基本原則となるものです。

また、教育職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法のほかに教育公務員特例法において規定されているものもあります。

地方公務員法に定める職員の守るべき義務については、次のとおりです。

- ① サービスの宣誓（地方公務員法第31条）
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ④ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ⑦ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ⑧ 営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）

なお、警察職員が行うサービスの宣誓の内容については、警察法第3条において、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨のサービスの宣誓を行うものとする。」と規定されています。

また、教育公務員特例法に定めるサービスに関する事項は、次のとおりです。

- ① 兼職及び他の事業等の従事（教育公務員特例法第17条）
- ② 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限（教育公務員特例法第18条）
- ③ 研修（教育公務員特例法第21条）

（2）職員倫理規程

埼玉県職員倫理規程は、公務の公正さに対する県民の信頼を確保することを目的として、職員は県民全体の奉仕者であることなど、公務員としての基本的な心構えを明記したほか、公費支出事務処理に関する留意事項、関係業者等との接触に関する遵守事項などを具体的に定めたものです。

また、埼玉県警察職員の職務倫理及びサービスに関する規定は、職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観のかん養に努め、職務倫理を保持しなければならないと規定しています。

（3）サービス規律の遵守に関する取組

ア 令和7年度に行った主な取組

任命権者	取組内容
知事等	「倫理推進員研修会」 7月に倫理推進員（各所属において所属長に次ぐ職位の者）研修会を開催し、職員の公務員倫理の意識の高揚を図った。 「部課所長会議」 部課所長会議等を実施し、全職員に対して意識啓発を行った。
教育委員会	事務局においては、不祥事根絶強化運動期間を定め、「不祥事を自分事として捉える」をテーマに職場研修を実施した。 県立学校においては、校長会議等の各種会議での指示や通知文書の発出により、各校において職員会議や研修会等の場を通じて所属職員へのサービス規律の徹底を図ることを指導した。
警察本部長	警察学校における採用時教養及び各種入校課程において、職務倫理（サービスを含む）教養を実施し、職責の自覚の醸成を図った。 また、各所属における職場教養において、職務倫理（サービスを含む）に関する教養を実施し、高い倫理観の涵養と保持を図った。

イ 職員への周知の状況（令和7年度）

任命権者	周知の方法	周知した内容
各任命権者	各種会議、庁内LAN等	服務規律確保全般

（４）職務に専念する義務の免除（令和7年度）

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（地方公務員法第35条）とするもので、この義務の免除においては、条例及びその委任に基づく規則により限定的に認められています。

（５）営利企業等の従事制限（令和7年度）

営利企業への従事等の制限とは、地方公務員法第38条により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない、とするものです。

営利企業への従事等については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

許可の状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

（単位：件）

任命権者	従事の許可件数	主な許可事例
知事等	365	大学等の非常勤講師、検定にかかる兼業、柔剣道の審判員等
教育委員会	1,906	
警察本部長	75	
計	2,346	

8 職員の退職管理の状況

職員の退職管理に関する条例（平成28年埼玉県条例第7号）第3条の規定に基づく任命権者への届出件数（令和6年度退職者及び令和7年度退職者）

（単位：件）

職種 \ 区分	営利法人	非営利法人	合計
一般行政職	16	15	31
研究職	0	0	0
医療職	0	1	1
教育職	0	16	16
警察職	18	16	34
企業職	0	0	0
合 計	34	48	82

9 職員の研修の状況

(1) 研修計画

任命権者	計 画
知事等 教育委員会	令和7年度県職員研修実施計画（教員を除く）
教育委員会	令和7年度教職員研修計画
警察本部長	令和7年度埼玉県警察教養計画

(2) 職員研修の実施状況

< 知事等及び教育委員会（教員を除く） >

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階層別基本研修	職務遂行上必要な基本知識及び技能を習得させるため、職務の階層別区分に従い実施する研修 8コース	それぞれ職務の階層別区分に該当する職員	自治人材開発センターほか	1～6日	2,423人
階層別選択研修	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する希望性の研修 32コース	希望する職員など	自治人材開発センターほか	1～3日	1,565人
講師養成研修	研修の指導者として必要な知識と指導技術を習得させるために実施する研修 2コース	推薦された職員など	自治人材開発センターほか	1日	350人
特別研修	職員の意識改革を図るために実施する上記以外の研修 22コース	研修内容による	自治人材開発センターほか	1～10日	1,218人

※他に職場研修、派遣研修、部局専門研修などを実施しています。

< 教育委員会（教員） >

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
年次研修	初任者、5年、10年、20年の経験年数に応じ、専門職として必要な知識及び技能等を修得するための研修 22講座	各経験年数に該当する教職員	県立総合教育センターほか	1日～23日	5,172人
特定研修	特定の職務研修に関する専門的な知識・技能、教育課題等に関する研修 16講座	推薦された教職員など	県立総合教育センターほか	1日～11日	2,219人
専門研修	教科等における指導力の向上を図るため幅広い知識・技能の修得を目指す研修 49講座	希望する教職員	県立総合教育センターほか	1～5日	3,937人
管理職研修	学校管理・運営、教育指導上の諸問題についての研修 6講座	校長、教頭、事務長など	県立総合教育センターほか	2～3日	580人

※他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

<警察本部長>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階級別幹部任用科	職務執行する上で、指揮管理及び実務能力を修得させるため、階級区分に従い実施する研修 12課程 34回	それぞれの職務の階級区分に該当する職員	警察大学校 関東管区警察学校 埼玉県警察学校	12日間 ～60日間	605人
部門別任用科	各部門において職務を遂行する上で必要な基礎的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 4課程 6回	それぞれの部門に登用される（された）職員	埼玉県警察学校	12日間 ～26日間	216人
専科教養	特定の分野に関する専門的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 31課程 41回	それぞれの部門に該当する職員	埼玉県警察学校	4日間～ 15日間	1,056人
講習	特定の分野に関する専門的かつ最新の知識及び技能を修得させるために実施 189課程 732回	それぞれの部門に該当する職員	警察本部ほか	0.5日 ～33日	22,274人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

<知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和7年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	定期健康診断	胸部X線、尿検査等 4,785人	全員	○		
	がん検診	胃、肺、大腸 1,423人	希望者	○		
	人間ドック	胸部X線、尿検査等 4,154人	30歳及び35歳以上の希望者		○	
	歯科健診	歯、歯周、口腔検査 596人	26,31,41,51歳の者		○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング 8,366人	全員（一部年齢制限あり）	○	○	
元気回復	スポーツ大会	バレーボール等 2,599人	各所属	○	○	○
	マイセレクション事業	スポーツ、文化、健康管理等の分野選択 29,371人	全員		○	
	その他	サークル活動の促進 23件	該当団体		○	
その他	ライフプラン	年代別セミナーの開催 361人	18歳以上の希望者	○	○	

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和7年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保 健	定期健診 (課・所・館)	胸部X線、尿・血液検査等 535人	全員	○		
	定期健診 (県立学校)	尿・血液検査等 9,304人	全員	○		
	結核健診 (県立学校)	胸部X線 9,163人	全員	○		
	がん検診	胃 2,548人	35歳以上希望者等	○		
	人間ドック	1泊ドック、1日ドック、脳ドック等 26,606人	希望者		○	○
	その他	健康相談、健康教育	全員	○		
元気回復	マイ リフレッシュ	健康増進、元気回復、心身のリフレッシュ 53,648件	全員		○	○
その他	ライフプラン セミナー	セミナーのオンライン開催	全員	○	○	○

＜警察本部長＞

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和7年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	定期健康診断	胸部X線撮影、尿検査等 7,329人	全員 (人間ドック希望者を除く)	○		
	人間ドック	胸部X線撮影、尿検査等 5,565人	希望者		○	
	脳ドック付き人間ドック	MRI、MRA等 110人	希望者		○	
	がん検診	胃、大腸、前立腺、婦人科 7,771人	希望者 (一部年齢制限有り)	○	○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング	全員	○	○	
元気回復	アフターファイブセレクション	スポーツ、文化、健康管理、 育児・介護の分野選択 11,320人	全員			○
その他	ライフプラン	年代別セミナー開催 1,487人	該当者	○	○	

(2) 共済制度
＜知事等＞

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和7年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付（健康保険）						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 314,500件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 2,962件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 2件	該当者		○	
その他給付	附加給付等	家族療養費附加金等給付、一部負担金 払戻金 2,285 件	該当者		○	
長期給付（年金）	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 170件	該当者		○	

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和7年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 1,333,985件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 24,216件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 1件	該当者		○	
その他 給付	附加給付等	家族療養費附加金等附加給付、 一部負担金払戻金 13,304件	該当者		○	
長期給付 (年金)	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 1,918件	該当者		○	

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和7年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 411,733件 育児休業手当金等 3,462件	該当者 該当者		○ ○	
その他給付	附加給付	家族療養費附加金、一部負担金払戻金等 2,535件	該当者		○	
年金給付 (年金)	厚生年金等の進達	老齢厚生年金等 556件	該当者		○	

(3) 安全衛生管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者の責務としての職員の安全及び健康の確保や労働災害の防止に努めています。具体的には、産業医の配置、衛生管理者の業務支援などの管理体制を整備し、また、安全衛生委員会等を通じて職員の意見を聴取しながら、これらの施策を進めています。

(4) 公務災害の認定件数(令和7年度) (単位: 件)

任命権者	公務災害	通勤災害	計
知事等	17	16	33
教育委員会	481	46	527
警察本部長	196	23	219
計	694	85	779

人事行政の運営等の状況の報告・条例第4条関係

第2 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況（令和7年度）

（1）採用試験の実施状況（令和7年度）

ア 実施日程等

試験区分	試験職種	主な受験資格（加1内の年齢は令和7年4月1日現在）	試験日程	合格発表日	試験方法
職員採用 上級試験	一般行政	<ul style="list-style-type: none"> 平成7年4月2日～平成16年4月1日に生まれた人（21歳～29歳） 平成16年4月2日以降に生まれた人で、令和8年3月までに大学卒業（見込み）又は人事委員会が同等の資格があると認める人 福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和8年3月31日までに資格取得見込みの人 	【一般行政（基礎能力検査枠及びDXを除く）、専門職、警察事務】 第1次試験日 令和7年6月15日 第2次試験日 令和7年7月7日～8月8日	【一般行政（基礎能力検査枠及びDXを除く）、専門職、警察事務】 第1次合格発表日 令和7年6月24日 最終合格発表日 令和7年8月26日	【一般行政（基礎能力検査枠及びDXを除く）、警察事務】 第1次試験 教養試験 択一式27問 90分 専門試験 択一式50問出題（選択解答制） 40問解答 120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接 適性検査 【専門職】 第1次試験 専門試験 択一式40問解答 120分 第2次試験 論文試験 1題 90分 人物試験 個別面接 適性検査
	一般行政（基礎能力検査枠）				
	一般行政（DX）				
	福祉				
	心理				
	設備				
	設備（警察）				
	総合土木				
	建築				
	化学				
	農業				
	林業				
警察事務職員採用上級試験			【一般行政（基礎能力検査枠）】 第1次試験日 令和7年5月21日～6月3日 第2次試験日 令和7年6月18日～7月14日	【一般行政（基礎能力検査枠）】 第1次合格発表日 令和7年6月11日 最終合格発表日 令和7年7月31日	【一般行政（基礎能力検査枠）】 第1次試験 基礎能力検査 第2次試験 論文試験 1題 90分 適性検査 人物試験 個別面接
			【一般行政（DX）】 第1次試験日 令和7年5月25日 第2次試験日 令和7年6月10日	【一般行政（DX）】 第1次合格発表日 令和7年6月3日 最終合格発表日 令和7年6月27日	【一般行政（DX）】 第1次試験 専門試験 択一式40問 90分 論文試験 1題 90分 適性検査 第2次試験 人物試験 個別面接

市町村立小・中学校事務職員 採用上級試験		<ul style="list-style-type: none"> 平成7年4月2日～平成16年4月1日に生まれた人(21歳～29歳) 平成16年4月2日以降に生まれた人で、令和8年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人 	第1次試験日 令和7年6月15日 第2次試験日 令和7年7月7日～8月8日	第1次合格発表日 令和7年6月24日 最終合格発表日 令和7年8月26日	第1次試験 教養試験 択一式27問 90分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接 適性検査
免許資格職職員 採用試験	薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> 平成元年4月2日～平成14年4月1日に生まれた人(23歳～35歳)で、薬剤師免許を有する人又は令和8年春期の国家試験で取得見込みの人 平成14年4月2日以降に生まれた人で、令和8年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、薬剤師免許を有する人又は令和8年春期の国家試験で取得見込みの人 	第1次試験日 令和7年5月25日 第2次試験日 令和7年6月30日～7月2日	第1次合格発表日 令和7年6月20日 最終合格発表日 令和7年7月31日	第1次試験 論文試験 1題 90分 適性検査 第2次試験 人物試験 個別面接
	獣医師	<ul style="list-style-type: none"> 平成元年4月2日～平成14年4月1日に生まれた人(23歳～35歳)で、獣医師免許を有する人又は令和8年春期の国家試験で取得見込みの人 平成14年4月2日以降に生まれた人で、令和8年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、獣医師免許を有する人又は令和8年春期の国家試験で取得見込みの人 			
	保健師	<ul style="list-style-type: none"> 平成元年4月2日～平成17年4月1日に生まれた人(20歳～35歳)で、保健師免許を有する人又は令和8年春期の国家試験で取得見込みの人 平成17年4月2日以降に生まれた人で、令和8年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、保健師免許を有する人又は令和8年春期の国家試験で取得見込みの人 			
	保健師 (警察)				
	管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> 平成元年4月2日～平成16年4月1日に生まれた人(21歳～35歳)で、管理栄養士免許を有する人又は令和8年春期の国家試験で取得見込みの人 平成16年4月2日以降に生まれた人で、令和8年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、管理栄養士免許を有する人又は令和8年春期の国家試験で取得見込みの人 			

職員採用 初級試験	一般事務	・平成16年4月2日～平成20年4月1日に生まれた人(17歳～20歳)	第1次試験日 令和7年9月28日 第2次試験日 令和7年10月15日～ 10月30日	第1次合格発表日 令和7年10月8日 最終合格発表日 令和7年11月26日	第1次試験 教養試験 択一式28問 80分 ※事務系職種のみ 専門試験 択一式40問 120分 ※設備、総合土木のみ 第2次試験 作文試験 1題 60分 人物試験 個別面接 適性検査
	設備				
	総合土木				
警察事務職員採用初級試験					
市町村立小・中学校事務職員 採用初級試験					
免許資格職職員 採用試験	栄養士	・平成7年4月2日～平成18年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、栄養士の免許を有する人又は令和8年3月31日までに取得見込みの人			第1次試験 専門試験 択一式40問 120分 第2次試験 論文試験 1題 60分 人物試験 個別面接 適性検査
	司書	・平成7年4月2日～平成18年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、司書の資格を有する人又は令和8年3月31日までに取得見込みの人			
経験者職員 採用試験	一般行政	・昭和39年4月2日以降に生まれた人(61歳未満)で、以下のいずれかの要件を満たす人 ① 大学を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を5年以上有する人 ② 短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を7年以上有する人 ③ 民間企業等における職務経験を9年以上有する人 ・福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和8年3月31日までに資格取得見込みの人 ・司書については、令和7年7月末日現在司書の資格を有する人	【第1回(春期)】 第1次試験日 令和7年5月25日 第2次試験日 令和7年6月28日～ 7月6日	【第1回(春期)】 第1次合格発表日 令和7年6月20日 最終合格発表日 令和7年7月31日	【一般行政(DXを除く)】 第1次試験 教養試験 択一式25問 75分 論文試験 1題 75分 適性検査 第2次試験 人物試験 個別面接
	一般行政(DX)				
	福祉				
	心理				
	設備		【第2回(秋期)】 第1次試験日 令和7年9月28日 第2次試験日 令和7年11月1日～ 11月9日	【第2回(秋期)】 第1次合格発表日 令和7年10月21日 最終合格発表日 令和7年11月26日	【一般行政(DX)】 第1次試験 論文試験 1題 90分 適性検査 第2次試験 専門試験(口述式) 30分 人物試験 個別面接
	総合土木				
	建築				
	農業				
	林業				
	司書				【専門職】 第1次試験 論文試験 1題 90分 適性検査 第2次試験 人物試験 個別面接 第1次試験 論文試験 1題 60分 適性検査 第2次試験 人物試験 個別面接

警察官（巡査） 採用試験 県内第1回試験	I 類	・平成2年4月2日以降に生まれた人（34歳まで）で、大学卒業（見込み）の人（これらの人と同等の資格があると認められる人を含む）	第1次試験日 令和7年5月11日	第1次合格発表日 令和7年5月23日	第1次試験 教養試験 択一式28問 80分
	II 類	・平成2年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人(18歳～34歳)で、I 類に該当しない人（高等学校卒業見込みの人を除く）	第2次試験日 令和7年5月31日～6月29日	最終合格発表日 令和7年8月13日	論（作）文試験 1題 60分 (※) ※評価は第2次試験において行う
	国際捜査 I 類	・前記 I 類の受験資格を有する人で語学（受験言語）が堪能な人			第2次試験 人物試験 個別面接、 適性検査
	武道・体育 指導 I 類	・前記 I 類の受験資格を有し、卓越した柔道又は剣道の技術を有する、いずれも段位が4段以上（大学卒業見込みの人に限り3段を含む。）の人			身体検査 体力検査
	サイバー犯罪捜査 I 類	・前記 I 類の受験資格を有し、独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験（ITパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。）に合格している人及び合格する見込みの人又は情報処理安全確保支援士となる資格を有する人又は有する見込みの人			国際捜査 I 類、サイバー犯罪捜査 I 類、II 類 第1次試験 専門試験 I 記述式 90分 論（作）文試験 1題 60分 (※) ※評価は第2次試験において行う
	サイバー犯罪捜査 II 類	・前記 II 類の受験資格を有し、独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験（ITパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。）に合格している人及び合格する見込みの人又は情報処理安全確保支援士となる資格を有する人又は有する見込みの人			第2次試験 専門試験 II 口述式 人物試験 個別面接、 適性検査 身体検査 体力検査
警察官（巡査） 採用試験 県内第2回試験	I 類	・平成2年4月2日以降に生まれた人（34歳まで）で、大学卒業（見込み）の人（これらの人と同等の資格があると認められる人を含む）	第1次試験日 令和7年9月21日	第1次合格発表日 令和7年9月30日	
	II 類	・平成2年4月2日～平成20年4月1日に生まれた人(17歳～34歳)で、I 類に該当しない人	第2次試験日 令和7年10月4日～11月3日	最終合格発表日 令和7年12月19日	
	サイバー犯罪捜査 I 類	・前記 I 類の受験資格を有し、独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験（ITパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。）に合格している人及び合格する見込みの人又は情報処理安全確保支援士となる資格を有する人又は有する見込みの人			
	サイバー犯罪捜査 II 類	・前記 II 類の受験資格を有し、独立行政法人情報処理推進機構が実施する経			

		済産業省認定の情報処理技術者試験（ＩＴパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。）に合格している人及び合格する見込みの人又は情報処理安全確保支援士となる資格を有する人又は有する見込みの人			
警察官(巡査)採用試験 県外試験	I 類	・平成2年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは令和8年3月までに卒業見込みの人（これらの人と同等の資格があると認められる人を含む）	第1次試験日 令和7年5月11日 第2次試験日 ー（第1次試験応募者なしのため実施せず）	第1次合格発表日 令和7年5月20日 最終合格発表日 ー（第1次試験応募者なしのため実施せず）	県内試験に準ずる。
警察官(巡査)採用試験 県外試験	II 類	・平成2年4月2日～平成20年4月1日に生まれた人で、I 類に該当しない人（17歳～34歳）	第1次試験日 令和7年9月21日 第2次試験日 令和7年11月8日	第1次合格発表日 令和7年10月2日 最終合格発表日 令和8年1月23日	

イ 実施結果

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数		
職員採用上級試験	一般行政	人 190	人 1,145	人 818	人 751	人 525	人 339	倍 2.4
	一般行政（基礎能力検査枠）	39	358	327	230	133	81	4.0
	一般行政（DX）	2	24	13	13	13	5	2.6
	福祉	22	77	55	55	52	32	1.7
	心理	16	68	49	36	29	15	3.3
	設備	19	22	12	12	10	6	2.0
	設備（警察）	1	2	1	0	ー	ー	ー
	総合土木	33	54	33	29	17	10	3.3
	建築	7	10	7	7	6	5	1.4
	化学	15	40	29	26	21	13	2.2
	農業	15	64	51	49	39	29	1.8
	林業	4	15	11	11	9	6	1.8
警察事務職員採用上級試験		26	181	107	64	55	33	3.2
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		19	131	99	86	75	24	4.1
免許資格職職員採用試験	薬剤師	11	55	49	45	38	22	2.2
	獣医師	23	20	17	16	14	9	1.9
	保健師	13	83	74	52	52	21	3.5
	保健師（警察）	2	23	20	16	14	4	5.0
	管理栄養士	3	89	65	16	15	5	13.0
	栄養士	2	44	30	14	13	3	10.0
	司書	2	72	57	16	14	2	28.5
職員採用初級試験	一般事務	11	164	132	86	62	24	5.5
	設備	3	3	3	2	2	2	1.5
	総合土木	3	12	11	10	7	4	2.8
警察事務職員採用初級試験		22	123	111	97	76	45	2.5
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		9	52	46	41	35	17	2.7
経験者職員採用試験（第1回（春期））	福祉	15	25	16	15	12	7	2.3
	心理	4	7	6	5	4	0	ー

経験者職員採用試験（第2回（秋期））	設備	7	14	11	9	8	8	1.4
	総合土木	10	18	15	13	13	4	3.8
	一般行政	10	162	89	39	35	13	6.8
	一般行政（DX）	2	15	13	10	9	3	4.3
	福祉	15	65	49	47	44	12	4.1
	心理	4	7	5	5	5	2	2.5
	設備	9	37	24	21	19	9	2.7
	総合土木	10	26	16	16	13	4	4.0
	建築	5	10	8	7	7	5	1.6
	農業	5	26	17	16	14	4	4.3
	林業	3	14	12	12	12	4	3.0
	司書	2	53	41	11	11	2	20.5
職員採用試験 計		613	3,410	2,549	2,006	1,532	833	3.1

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数		
警察官男性	I類	158	2,366	1,007	936	760	369	2.7
警察官男性	II類	157	3,344	1,209	1,115	797	354	3.4
警察官女性	I類	52	695	297	279	190	114	2.6
警察官女性	II類	53	1,157	427	392	228	111	3.8
国際捜査	I類	4	8	3	1	0	—	—
武道・体育指導	I類	4	7	6	5	5	3	2.0
サイバー犯罪捜査	I類	3	19	8	8	6	2	4.0
サイバー犯罪捜査	II類	3	30	12	11	3	2	6.0
県外募集	I類	2	0	—	—	—	—	—
県外募集	II類	8	43	40	6	3	1	40.0
警察官採用試験 計		444	7,669	3,009	2,753	1,992	956	3.1

（２）採用選考の実施状況（令和７年度）

ア 採用選考実施状況総括表（単位：人）

区分	被選考者数	合格者数
割愛選考 ※１	50	50
定例選考 ※２	111	61
障害者選考	150	17
再採用選考	7	4

- ※１ 割愛選考とは、人事交流等により、国や他の地方公共団体等の職員を採用するための選考をいう。
 ※２ 定例選考の対象の職は、児童福祉司、保育士などである。

イ 主な選考の実施状況

区分	被選考者数	合格者数	倍率	主な受験資格 (カッコ内の年齢は令和7年4月1日現在)	選考日程	合格発表日	選考方法
障害者を対象とした選考	150	17	8.8	<ul style="list-style-type: none"> 昭和39年4月2日～平成20年4月1日に生まれた人（17歳～60歳） 身体障害者手帳を有し、障害の程度が1～6級の人 精神障害者保健福祉手帳を有する人 療育手帳又は知的障害者であることの判定書 1日7時間45分、週5日間、計38時間45分の職務の遂行が可能な人 	第1次選考日 令和7年10月19日 第2次選考日 令和7年11月15日	第1次合格発表日 令和7年11月7日 最終合格発表日 令和7年12月9日	第1次選考 教養試験 択一式40問 120分 作文試験 1題 60分 第2次選考 人物試験 個別面接

(3) 昇任試験の実施状況（令和7年度）

警察官昇任試験実施状況

区分	申込者数	1次試験		2次試験		口述術科 受験者数	最終合格者数 B	最終倍率 A/B
		受験者数A	合格者数	受験者数	合格者数			
警部	人 2,071	人 2,029	人 351	人 350	人 132	人 132	人 81	倍 25.0
警部補	3,066	3,024	618	604	286	284	209	14.5
巡査部長	2,724	2,674	652	642	380	379	306	8.7

(4) 昇任選考の実施状況（令和7年度）

（単位：人）

職	被選考者数	合格者数
部長級	15	15
副部長級	51	51
課長級	87	87
副課長級	139	139
主幹級	218	218
主査級	285	285
警部	1	1
警部補	2	2
巡査部長	0	0

職員の任用に関する規則第21条の14第1項に係るもの

※上記のうち、選考に伴う試験の実施状況

区分	申込者数	第1次試験		第1次試験 免除者数 B	最終合格者数 C	最終倍率 (A+B)/C
		受験者数A	合格者数			
主査級 昇任試験	人 234	人 187	人 87	人 33	人 80	倍 2.8

*申込者数には、第1次試験免除者33人を含む。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対して、次のとおり職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出を行った。主な内容は次のとおりである。

(1) 令和7年10月16日 職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告

1 公民給与較差に基づく給与改定

(1) 月例給（令和7年4月から実施）

令和7年4月分の民間給与と職員給与との比較を行った結果、職員給与が民間給与を下回ったことから給料表を引き上げる。

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A-B)
401,829 円	388,191 円	13,638 円 (3.51 %)

※ 民間給与との比較を行った職員の平均年齢 41.3歳

- ・ 給料表は、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ

(2) 特別給（令和7年12月から実施）

令和6年8月から令和7年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合と職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数の比較を行った結果、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の支給割合を0.04月分下回ったことから、職員の年間支給月数を4.65月に引き上げる。

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.64 月	4.60 月

2 給与制度の改正等

(1) 初任給調整手当（令和8年4月から実施）

- ・ 獣医師に対する初任給調整手当を新設

(2) 通勤手当（令和8年4月から実施）

- ・ 駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

3 人事管理に関する報告（意見）

(1) 人材確保の重要性と課題

- ・ 地域社会における課題の多様化・複雑化、異常気象の影響など、地方行政に求められる役割の拡大に対応するためには人材確保が不可欠であり、あらゆる角度から裾野を広げるための取組の更なる強化が必要

(2) 人材確保の具体的方向

- ・ 県政に関心を持ち、県の発展のために貢献しようという意欲を持つ誰もがチャレンジしやすい試験制度となるような幅広い検討の実施とともに、新たな受験者層獲得や離職防止の観点からも、選ばれる職場、働き続けたいと思われる職場に向けた環境整備が必要

(3) 人材の育成

- ・ 職員一人一人の能力を最大限発揮させるため、組織的、計画的な人材育成が必要

(4) 能力・実績に基づく人事管理の徹底

- ・ 納得性のある人事評価の実施と活用は人材の確保・定着の観点からも重要

(5) 女性職員の活躍の推進

- ・ 引き続き、管理職登用を含めた女性職員の活躍を推進する取組が重要

(6) 業務の見直しと柔軟な働き方に資するDXの更なる推進

- ・ 業務全体の効率化を図り、労働生産性を向上させるため、日常の業務に無駄がないかを常に意識すること、TXによる業務の見直し・改善を引き続き迅速かつ強力に推進していくことが必要

(7) 仕事と生活の両立支援の推進

- ・ 仕事と生活の両立支援を図るため、柔軟な働き方の検討が重要

(8) 総実勤務時間の縮減（教員の働き方改革）

- ・ 時間外勤務の要因を検証し、実効性のある縮減策を実施すること、教職員においては働き方改革を強力に推進するとともに、未配置・未補充の解消に向け、一層努力することが必要

(9) 心身の健康管理

- ・ 組織全体で健康意識の醸成を図ることで、職員のWell-beingを向上させることが重要

(10) ハラスメントの防止

- ・ ハラスメント防止には、風通しの良い職場作りを進めていくことが必要

(11) 公務員倫理と適正な事務処理の徹底

- ・ 不祥事根絶のため、様々な機会を捉えて、公務員倫理の徹底と厳正な服務規律の確保を図っていくことが重要

(2) 令和8年1月8日 職員の特殊勤務手当に関する意見の申出（警察業務手当）

警察官が危険鳥獣の駆除に係る作業に従事した場合の特殊勤務手当について、必要な措置を行うことが適当（令和7年11月13日から実施）

- ・ 警察職員が危険鳥獣の捕獲若しくは殺傷又はその補助に関する作業のうち特に危険又は困難なものに従事した場合 作業1日当たり1,640円の範囲内

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 令和7年度中に処理したもの

(令和8年3月31日現在)

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考
令和7年（措） 第2号事案	教育委員会職員	休憩時間の確保、勤務時間の割振り変更（調整）の運用等	R7.7.16	R7.8.28受理 R8.1.8判定（一部認容、一部棄却、一部却下）	
令和7年（措） 第3号事案	教育委員会職員	任意団体の教育研究会への強制的加入についての早急な是正	R7.9.10	R8.1.16取下げ	

処理 計2件

(2) 係属中のもの

(令和8年3月31日現在)

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考
令和8年（措） 第1号事案	知事部局職員	勧奨による退職で、退職事由に応じた退職手当の支給	R8.2.27	係属中	

係属中 計1件

4 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 令和7年度中に処理したもの

(令和8年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
令和6年（不） 第1号再審事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	R7.5.19	R7.6.19 却下	

処理 計1件

(2) 係属中のもの

(令和8年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
令和7年（不） 第1号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	R7.6.17	係属中	
令和7年（不） 第2号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	R7.9.5	係属中	
昭和60年以前 2事案	埼玉県教育委員会	停職、戒告	S47.3.13 外	係属中2件	

係属中 計4件